

藤沢市学校運営協議会規則の一部改正について
藤沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2024年（令和6年）2月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、2以上の学校について1の学校運営協議会を設置する場合に係る諸々の規定変更を行うため、所要の改正をする必要による。

藤沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

藤沢市学校運営協議会規則（令和3年藤沢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「15人以内」の次に「（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、30人以内）」を加え、同条第4項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「申し出」を「申出」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（部会）

第9条 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。

2 部会の運営その他部会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市学校運営協議会規則(令和3年教委規則第5号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>○藤沢市学校運営協議会規則</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月23日教委規則第5号</p> <p>(中略)</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 協議会の委員は、15人以内 <u>(2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、30人以内)</u> とし、次に掲げる者のうちから、任命又は委嘱する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、<u>第11条</u>の規定により委員を解任した場合には、速やかに新たな委員を任命するものとする。この場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第9条 <u>協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会の運営その他部会に関して必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○藤沢市学校運営協議会規則</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月23日教委規則第5号</p> <p>(中略)</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 協議会の委員は、15人以内 _____ とし、次に掲げる者のうちから、任命又は委嘱する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、<u>第10条</u>の規定により委員を解任した場合には、速やかに新たな委員を任命するものとする。この場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(庶務)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(庶務)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)